

富田林市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年7月10日
富田林市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な事務として位置づけられた。

富田林市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策を図ることが求められている。

特に、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、富田林市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する大阪府の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する富田林市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものである。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積
現 状 (令和6年3月)	634ha	0.61ha
目 標 (令和16年3月)	634ha	0.21ha

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制による利用状況調査と利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和6年3月)	634ha	151ha (151.29ha)	23.9%
目標 (令和16年3月)	634ha	253.6ha	40.0%

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和6年3月)	1, 094戸	69経営体	10経営体	28経営体	1団体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状	21人 (平成27年度から令和4年度)
目 標 (令和16年3月)	41人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 大阪府・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて相談会を実施する。

② 農業委員会の利用調整活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

富田林市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、富田林市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力